よくある質問集(ACT版)(COVID-19 関連)(11月4日現在)

新型コロナウイルスに関連し、ACTに滞在されている方から大使館にお問い合わせを頂く質問事項に対する回答をまとめましたのでご参考にしてください。なお、 掲載されている情報は、掲載時時点のものであり、最新の情報は各機関の情報をご 参照ください。

1. 帰国を検討されている方からの質問

(1) 国際線の運航状況

Q:日本への直行便の運行状況を教えてください。

A1-1:全日本空輸(ANA)

シドニー発の便は、2021年1月31日(日)まで週5便(日曜日、月曜日、木 曜日、金曜日、土曜日)で運航される予定です。

羽田発の便は、10月31日(土)まで週3便(日曜日、水曜日、金曜日)で運航、 11月1日(日)から2021年1月31日(日)まで週5便(日曜日、水曜日、 木曜日、金曜日、土曜日)で運航される予定です。それ以降の運航予定については 発表されておりません。

A1-2:日本航空(JAL)

10月18日(日)から2021年1月31日(日)まで週3便(日曜日、月曜日、 水曜日)で運航される予定です。

羽田発の便は、10月31日(土)まで週2便(月曜日、金曜日)で運航、11月 1日(日)から2021年1月31日(日)まで週3便(月曜日、金曜日、土曜日) で運航される予定です。それ以降の運航予定については発表されておりません。

帰国を予定されている方や急な帰国の可能性のある方は、直行便の運航状況に引き 続き注意を払うようにしてください。

(2)帰国時の検疫

Q:帰国した際のPCR 検査、待機場所,移動手段等について教えてください。 A:厚生労働省のホームページに日本に帰国される方に向けた案内が掲載されてい ますので、以下からご確認ください。

厚生労働省 水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_ka nrenkigyou_00001.html

厚生労働省 基準を満たすハイヤー会社またはハイヤーを調達できる旅行会社の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00020.html

(3)帰国時の口座解約

Q:状況が落ち着いた後、また豪州に戻る予定だが、帰国前に Superannuation や銀行口座などを解約すべきですか。

A:長期に渡り帰国される場合は、口座を閉じる必要がある場合があります。銀行 により規定がありますので、直接銀行へご相談されることをお勧めします。また、 Superannuation についても同様に、加入されている機関や ATO (豪州国税局) へご 相談ください。以下, Superannuation に関する ATO のウェブサイトです。 <u>https://www.ato.gov.au/forms/applying-for-a-departing-australia-super-payment/</u>

(4)滞在査証(ビザ)

Q:豪州出国前にビザの有効期限が切れてしまいます。どうすれば良いでしょうか。 A:許可されている滞在期間内に豪州から出国が出来ない方は、至急ビザの延長申 請を行ってください。延長申請を行わない場合、不法滞在となり、一定期間オース トラリアへの再入国ができなくなりますのでご注意ください。

以下に豪州滞在、出国に関する豪内務省作成の日本語資料をご案内いたします(最 新情報は英語のページをご参照ください)。

〇豪州における滞在

(日本語) <u>https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Documents/japanese/covid-19-staying-japanese.pdf</u>

(英語) <u>https://covid19.homeaffairs.gov.au/staying-australia</u>

○豪州からの出国

(日本語) <u>https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Documents/japanese/covid-19-leaving-japanese.pdf</u>

(英語) <u>https://covid19.homeaffairs.gov.au/leaving-australia</u>

2. 経済的に困っている方からの質問

(1)日本政府による支援

Q:日本大使館から豪州に滞在している日本人に対する経済的支援はありますか。

A:残念ながら経済的な支援はありません。

(2)支援金

Q:豪州政府による失業者に対する支援金は豪州国民と永住者が対象のようですが, 外国人も対象になる可能性はあるのでしょうか。

A:ACT政府は、一時滞在ビザ(Temporary Visa)保持者や学生ビザ保持者で連 邦政府の支援の対象にならない人向けの支援を実施しています。詳細は下記に掲載 されている「Temporary visa holders」をご参照ください。

https://www.covid19.act.gov.au/help-and-advice/community-support/_nocache

3. 医療関連の質問

(1)医療用品

Q:マスクや消毒液などの支給に関する支援はありますか。

A:現在のところ支援については承知していません。ただし、一時期入手しにくい 時もありましたが、現在は薬局やスーパーマーケットなどで購入できます。

(2)海外旅行傷害保険

Q1:新型コロナウイルス関連の検査や診察は保険の対象でしょうか。

A1:保険の対象については、ご自身の加入している保険会社にご確認ください。 なお、海外旅行傷害保険等に加入しておらず、新型コロナウイルスの検査が必要な 場合、ACTでは無料で検査が受けられます。また、保険に加入されていない方が COVID-19の疑いで体調が悪くなった場合、ACTの公立病院が、COVID-19パンデミ ック期間中の診療の費用を負担することとされています。詳細は下記をご参照くだ さい。

https://www.covid19.act.gov.au/protecting-yourself-and-others/gettingtested

Q2:自己隔離中の宿泊費は保険対象ですか。

A2:保険によります。詳細はご自身の加入している保険会社にご確認ください。

4. 各種情報の入手

(1) 感染の状況

Q1:毎日の感染者数の増減に関する情報はどこで確認できますか。

A1:連邦保健省のウェブサイトで毎日15時時点の豪州全体の数字が公表されて います。また、ACTの数字については、ACT政府のコロナウイルス専用サイト に毎日掲載されます。

豪連邦保健省:<u>https://www.health.gov.au/resources/publications/coronavirus-</u> <u>covid-19-at-a-glance</u>

ACT政府: <u>https://www.covid19.act.gov.au/</u>

(2)制限措置の緩和やサービス再開の動向

Q1:ACTの制限緩和措置はどのようになっていますか。

A1:ACT政府の制限緩和措置については、同政府のコロナウイルス専用サイト で確認ができますので、最新の情報は下記からご確認ください。

https://www.covid19.act.gov.au/

https://www.covid19.act.gov.au/what-you-can-do

Q2:日本または豪州から郵便で書類を送付することは出来ますか。

A2:日本から豪州への国際郵便は、11月4現在、豪州向けのEMS郵便物、航 空扱いの通常郵便物また小包郵便物の受け取りを停止しています。船便扱いの郵便 物については郵送が可能です。

日本郵便: <u>https://www.post.japanpost.jp/int/information/overview.html</u> https://www.post.japanpost.jp/int/information/index.html

お急ぎの郵便物がある場合、下記の民間クーリエサービス等を使う手段があります。 DHL https://www.dhl.com/jp-ja/home.html

- Fedex https://www.fedex.com/ja-jp/home.html
- **UPS** https://www.ups.com/jp/ja/Home.page

OCS https://www.ocs.co.jp/

PackSend <u>https://www.packsend.com.au/</u>

A 2 – 1:豪州から日本への国際郵便については、国際線の減便や政府の規制の影響で遅延は発生しているものの、エコノミー小包以外の全ての郵便の配達が可能とのことです。

<u>https://auspost.com.au/about-us/news-media/important-</u> updates/coronavirus/coronavirus-international-updates#international

Q3: ACTから他州へ移動することは可能ですか。

A3:ACTから他州への移動には多くの制限が設けられています。詳細は下記当 館HPをご覧ください。なお、最新の情報については各州のHPをご確認ください。 <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100081198.pdf</u> ACTから他州への移動に関する規制(11月4日現在)

(3)治安・差別問題・家庭内暴力

Q1:経済の悪化と共に治安が悪くなることが心配です。ACTの治安状況について教えてください。

A1:以下のリンクよりACTの犯罪統計を確認できます。また、当館HPに3ヶ 月毎の安全対策情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

A C T 犯罪統計:

https://policenews.act.gov.au/crime-statistics-and-data/crime-statistics

当館作成安全対策情報(4月~6月期): <u>https://www.au.emb-</u> japan.go.jp/files/100081250.pdf

Q2:差別的行為を受けた場合はどうすれば良いですか。

A2:新型コロナウイルスを原因として、アジア系市民に対する差別行為や嫌がら せが発生しています。4月15日には2人の女性アジア系留学生が、メルボルン市 内において、白人女性に人種差別的な言葉を浴びせられた上で髪を引っぱられる事 件も報道されています。

被害にあわれた方は警察に通報してください。

【緊急の場合】 000

【緊急でない場合】 ポリス・アシスタント・ライン:131-444(国内共通) 新型コロナウイルスに関連する差別行為や嫌がらせ(COVID-19 関連)

当館HP: <u>https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100047314.pdf</u>

豪州人権委員会(日本語):

<u>https://humanrights.gov.au/sites/default/files/making-a-complaint-japanese-</u> 28-04-2020.pdf

(英語): <u>https://humanrights.gov.au/our-work/commission-general/covid-19-</u> information

Q3:家庭内暴力について相談できるところはありますか。

A1:下記当館HPをご参照ください。

https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00216.html

(4)無料の通訳サービス

Q:病院や警察へ連絡する際に日本語の無料通訳サービスはありますか。

A:緊急で警察に連絡をする場合は 000 に連絡し, そのまま通訳サービスを利用して通話ができます。

TIS (Telephone Interpreter Service) : 131-450 日本語通訳者を通じての三者間 通話が可能です。

【TIS サイト】

<u>https://www.tisnational.gov.au/Home/Help-using-TIS-National-</u> services/Contact-TIS-National (5)豪州への入国

Q1:豪州への入国制限はどのようになっていますか。

A1:現在、豪州人、永住者及びその直近の家族を除き、豪州への入国が原則禁止 されています。以下に豪州入国に関する豪内務省作成の日本語資料をご案内いたし ます(最新情報は英語のページをご参照ください)。

(日本語) <u>https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Documents/japanese/covid-19-coming-japanese.pdf</u>

(英語) <u>https://covid19.homeaffairs.gov.au/coming-australia</u>

Q2: 就労ビザで豪州に滞在中です。家族を日本から呼び寄せたいのですが、家族 は入国できますか。

A2:上記のとおり、現在、豪州人、永住者及びその直近の家族を除き、豪州への 入国が原則禁止されています。ただし、人道的な理由または酌量すべき事情によ り、個々の案件を検討したうえで豪州国境警備隊長官による規制の適用除外を認め られる場合もあるようです。規制の詳細及び適用除外の申請方法についての説明 は、以下のリンクをご確認ください。

○豪内務省ホームページ(Travel restrictions)

https://covid19.homeaffairs.gov.au/travel-restrictions-0

適用除外申請は、豪当局の判断になるため、必ずしも例外として認められるとは 限りませんが、以下の申請フォームから家族が離ればなれになってしまっている状 況等を説明するなどして、申請する方法があります。

〇豪内務省の入力許可例外申請フォーム

<u>https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departmental-forms/online-</u> forms/covid19-enquiry-form

【参考】

当館では在留届をご提出いただいてメールアドレスを登録されている方に,当地の 生活に必要な情報の提供を行っています。 領事・生活安全情報(当館ホームページ)

https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html